



三重県公報

令和4年10月11日 (火)

第 353 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
636	土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	(大気・水環境課)	2
637	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
638	同件	(同)	3
639	同件	(同)	4
640	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	5
641	同件	(同)	5
公 安 委 告 示			
25	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	(公安委員会)	5
公 告			
	土地改良区役員の就任の届出	(農地調整課)	7
	基本測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	7
	同件	(同)	7
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	8
	同件	(同)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	8
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(税務企画課)	8
正 誤			
	令和4年9月30日付け三重県公報号外	(法務・文書課)	9
	同件	(人 事 課)	9

告 示

三重県告示第 636 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 年 10 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 形質変更時要届出区域
三重県いなべ市大安町梅戸 1100 番地の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

三重県告示第 637 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ一志店
津市一志町田尻 99-1 ほか 8 筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号	城戸 一弥

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号	城戸 一弥

- 3 変更年月日
令和4年5月24日
- 4 変更理由
2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。
2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更があったため。
- 5 届出の日
令和4年9月15日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和4年10月11日から令和5年2月13日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 638 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年10月11日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
白山ショッピングセンター
津市白山町二本木字柏原 4699 ほか5筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501-1	捧 雄一郎

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501-1	捧 雄一郎

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501-1	捧 雄一郎
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 靖二

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501-1	捧 雄一郎

株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	矢野 靖二
----------	----------------------	-------

- 3 変更年月日
令和4年5月24日
- 4 変更理由
2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。
2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更があったため。
- 5 届出の日
令和4年9月15日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和4年10月11日から令和5年2月13日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 639 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年10月11日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ川口店
津市白山町大字川口字金谷 8378 ほか4筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

 (変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
株式会社ココカラファイン	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-17-6	塚本 厚志

 (変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
- 3 変更年月日
令和4年5月24日
- 4 変更理由

- 2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。
2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更並びに退店があったため。
- 5 届出の日
令和4年9月15日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和4年10月11日から令和5年2月13日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 640 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年10月11日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン四日市泊
四日市市泊小柳町2番地1ほか20筆
- 2 四日市市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和4年10月11日から同年11月11日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 641 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年10月11日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン鈴鹿
鈴鹿市庄野羽山四丁目3000番地
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和4年10月11日から同年11月11日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

公安委告示

三重県公安委員会告示第 25 号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

令和4年10月11日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

1 審査の種類及び実施期日等

(1) 技能検定員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和4年12月8日(木)	令和4年11月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間
2	中型自動車免許	令和4年12月5日(月)	令和4年11月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間
3	準中型自動車免許	令和4年11月28日(月)	令和4年11月7日(月)から同月11日(金)までの午前9時から午後5時までの間
4	普通自動車免許	令和4年11月28日(月)	令和4年11月7日(月)から同月11日(金)までの午前9時から午後5時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和4年12月2日(金)	令和4年11月7日(月)から同月11日(金)までの午前9時から午後5時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和4年12月6日(火)	令和4年11月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和4年12月1日(木)	令和4年11月7日(月)から同月11日(金)までの午前9時から午後5時までの間
8	けん 牽引免許	令和4年12月2日(金)	令和4年11月7日(月)から同月11日(金)までの午前9時から午後5時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和4年12月9日(金)	令和4年11月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間
10	中型自動車第二種免許	令和4年12月9日(金)	令和4年11月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和4年12月9日(金)	令和4年11月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間

(2) 教習指導員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和4年12月8日(木)	令和4年11月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間
2	中型自動車免許	令和4年12月5日(月)	令和4年11月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間
3	準中型自動車免許	令和4年11月28日(月)	令和4年11月7日(月)から同月11日(金)までの午前9時から午後5時までの間
4	普通自動車免許	令和4年11月28日(月)	令和4年11月7日(月)から同月11日(金)までの午前9時から午後5時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和4年12月2日(金)	令和4年11月7日(月)から同月11日(金)までの午前9時から午後5時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和4年12月6日(火)	令和4年11月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和4年12月1日(木)	令和4年11月7日(月)から同月11日(金)までの午前9時から午後5時までの間
8	牽引免許	令和4年12月2日(金)	令和4年11月7日(月)から同月11日(金)までの午前9時から午後5時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和4年12月9日(金)	令和4年11月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間
10	中型自動車第二種免許	令和4年12月9日(金)	令和4年11月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和4年12月9日(金)	令和4年11月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間

2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地

三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課

3 申請手続

申請書は、各審査種別の申請受付期間内に、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係において配布します。申請書の記載方法、添付書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

4 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係（電話 059-229-1212 音声ガイダンスに沿って番号を押下してください。）へ問い合わせてください。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和 4 年 10 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

諏訪土地改良区（伊賀市諏訪 422 番）

就任理事

伊賀市諏訪 572-1

〃 〃 737

名張市桔梗が丘 3-4-41-89

伊賀市諏訪 651

〃 〃 2291-3

〃 〃 2282-1

就任監事

伊賀市大谷 20-5

〃 諏訪 1755

山 口 正 淳

宮 本 仁 司

廣 岡 貞 之

花 本 真 澄

松 岡 和 正

木 下 幸 一

北 村 慶 一

堀 久仁寿

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 4 年 10 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

基本測量（GNSS測量）

2 作業期間

令和 4 年 10 月 17 日から令和 5 年 2 月 28 日まで

3 作業地域

松阪市、尾鷲市、亀山市、熊野市、伊賀市、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪農林事務所長から通知がありました。

令和 4 年 10 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和 4 年 10 月 3 日から令和 5 年 2 月 28 日まで

3 作業地域

松阪市小阿坂町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量

を実施する旨、亀山市長から通知がありました。

令和4年10月11日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点復旧測量）
- 2 作業期間
令和4年9月13日から同年10月21日まで
- 3 作業地域
亀山市御幸町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和4年10月11日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画特定用途制限地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和4年10月11日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画ごみ処理場
伊勢広域環境組合ごみ処理施設
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和4年10月11日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年 9月27日	度会郡玉城町妙法寺字南浦 482-1 ほか5筆	度会郡玉城町妙法寺 476-1 中村 信子

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年10月11日

三重県知事 一見勝之

- 1 特定役務の名称 法人課税業務集約化に係る総合税システム仕様変更業務委託契約
- 2 担当部局 津市栄町一丁目891番地 吉田山会館2階
三重県総務部税務企画課電算班

- 3 契約の相手方を決定した日 令和4年9月26日
- 4 契約の相手方 三重県津市羽所町700番地
富士通Japan株式会社三重支店 支店長 渡邊 真司
- 5 契約金額 88,544,280円（うち消費税及び地方消費税8,049,480円）
- 6 決定手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

正 誤

令和4年9月30日付け三重県公報号外に登載しました、三重県人事委員会規則12-11（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を改正する規則中

ページ 行
11 26及び27

		誤		
	ただし、第一号から第四号までに規定する育児休業（第四号については、引き続き承認する育児休業		ただし、第七号に掲げる場合において、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人	
		正		
	ただし、第一号から第四号までに規定する育児休業（第四号については、引き続き承認する育児休業		ただし、第七号に掲げる場合において、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人	
ページ	行			
11	40			

		誤		
	る育児短時間勤務計画書並びに条例第十三条の人事		委員会規則で定める育児休業等計画書並びに条例第	
		正		
	る育児短時間勤務計画書及び条例第十三条の人事		委員会規則で定める育児休業等計画書並びに条例第	

令和4年9月30日付け三重県公報号外に登載しました、会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令中

ページ	行	誤	正
13	19	この規則	この訓令

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>